

2012年9月

受益者の皆様へ

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

「アジア・パシフィック・ファンド（愛称：大アジア）」の
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「アジア・パシフィック・ファンド（愛称：大アジア）」（以下「本ファンド」といいます。）は、受益者の皆様の長期的な資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、2012年7月末現在、受益権の総口数が、294,680,380口となっており、本来の商品性を維持した運用の継続が非常に困難な状況にございます。

弊社といたしましては、本ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが最善であるとの判断をいたしております。

つきましては、信託約款の規定に基づき、2012年11月26日をもって償還させていただくための下記の通り行うこととなりましたので、お知らせいたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）に係る手続きおよび日程

①受益者の確定	2012年9月18日
②異議申立期間	2012年9月18日～2012年10月22日
③買取請求期間	2012年10月26日～2012年11月19日
④信託終了（繰上償還）予定日	2012年11月26日

- ・ 当ファンドの信託終了（繰上償還）は、異議をお申立ての受益者の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えないときに行います。2分の1を超えた場合は、信託終了（繰上償還）は行いません。なお、信託終了（繰上償還）を行わない場合は、

その旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告致します。

- ・ 信託終了（繰上償還）が行われる場合、異議を申し立てられた受益者は、自己に帰属する受益権の買取を請求することができます。詳細は「3. 異議を申し立てられた受益者の買取請求手続きについて」をご参照下さい。
- ・ 信託終了（繰上償還）が行われる場合、信託終了日（繰上償還日）は2012年11月26日を予定しています。
- ・ 償還金は信託終了（繰上償還）日から起算して7営業日までに販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いを開始いたします。また、ご解約のお申込みは、2012年11月21日まで通常通り受け付けます。

2. 異議申立ての方法

予定しております信託終了（繰上償還）に対して異議のある受益者の方は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入のうえ、2012年10月22日までに弊社まで異議をお申立下さい（2012年10月22日弊社必着）。

信託終了（繰上償還）にご同意頂ける場合は、特段のお手続きは必要ありません。

[送付先]

〒104-0033 東京都中央区新川1-17-25 東茅場町有楽ビル8階

ユニテッド投信投資顧問株式会社 投信営業部門 異議申立窓口 宛

[ご記入頂く内容]

- ① ファンド名：アジア・パシフィック・ファンド(愛称:大アジア)
- ② ご住所：販売会社にお届けのご住所
- ③ お名前：自署。販売会社へのお届け印捺印
- ④ 電話番号：日中に連絡が可能な先
- ⑤ 2012年9月18日現在の保有口数：〇〇口と正確にご記入下さい。
- ⑥ 取引販売会社・取引店名、口座番号：
- ⑦ 信託終了（繰上償還）に反対する旨：

(ご注意)

- ※ 複数口座をお持ちの方は、口座ごとに保有口数をご記入下さい。
- ※ 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議のお申立を受付できない場合があります。
- ※ 異議を申し立てられた受益者の受益権口数を確認するため、販売会社に対して口数の確認を行います。その際に、必要となる場合、ご本人確認のための書類をご提出頂くことがあります。

3. 異議を申し立てられた受益者の買取請求手続きについて

信託終了（繰上償還）に異議を申し立てられた受益者は、2012年10月26日から2012年11月19日までの期間に、ご自身に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対し、投資信託財産の買取請求を行うことができます。信託の終了（繰上償還）を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、信託の終了（繰上償還）に異

議を申し立てられた受益者の皆様にあらためてご案内させていただきます。

信託終了（繰上償還）に異議を申し立てられた受益者が必ず買取請求をしなければなら
ないわけではありません。

買取請求の手続きの詳細は以下の通りです。

(詳細)

- ・ 買取請求は、信託終了（繰上償還）に異議を申し立てられた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対し一定期間に限り行うことができるもので、販売会社に対する通常の買取請求とは異なります。
- ・ 買取の価額は、当該受益者が享受すべき公正な価額（受託銀行で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額）となります。
- ・ 買取代金については、当該受益者が指定する銀行口座に受託銀行より振込みます。
- ・ なお、当該買取事務に関する費用（振込手数料、計算書送付費用等）は当該受益者負担として、買取代金から差し引かれます。また、上記のような手続きが必要となるため、買取請求手続きによる買取代金の支払いには、通常の解約請求よりも日数を要することがあります。
- ・ 異議申立期間中、買取請求期間中のいずれも、信託終了（繰上償還）に異議を申立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社においては通常通り、解約の申込みを受付けますが、ご自身の受益権について、買取請求を行った場合は、解約の申込みができなくなりますので、予めご注意ください。

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

「信託終了についての窓口」 電話：03-5542-7150

（平日午前9時～午後5時（祝祭日を除きます。））

以上

（個人情報の取り扱いについて）

異議申立てに際して、受益者の方が弊社（委託会社）、販売会社、受託銀行にご提出される個人情報は、信託約款の変更に係る異議申立ての受益権口数の管理及び買取請求の手続きを利用目的とし、それ以外の目的に使用することはありません。個人情報は、弊社個人情報保護規定に従って厳格な管理を行います。